

市民税 給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書  
 県民税

◎特例の適用を受けている事業所で、給与等の支払を受ける人が常時10人以上となった場合は速やかに提出してください。

受付印  伊佐市長 殿  令和 年 月 日提出	給与 (特別徴収義務者) 支払者	所在地	〒	特別徴収義務者 指定番号					
		氏名または 名称	印	連絡先	担当者氏名	課	係		
				法人番号	※個人事業主は記載不要				
				電話番号 ( ) -					

地方税第321条の5の2の規定による市民税・県民税 給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例の承認を受けておりましたが、下記理由によりその要件を欠きますので届出ます。

納期の特例の要件を欠いた理由	1. 給与等の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため 2. 納期の特例の必要がなくなったため 3. その他 ( )
納期の特例の要件を欠いた年月日	年 月 日
伊佐市に住所を有する者の氏名 (納税義務者名)	

注意事項

この届出書を提出した場合には、その提出する日の属する納期の特例の期間内に特別徴収した税額のうち、その提出する日の属する月分以前の各月に徴収した税額は、その提出する日の属する月の翌月10日までに納付し、その後の各月に徴収した税額は、毎月10日までに納付していただく事になります。

※市町村記入欄	納期の特例の承認取消による納期の特例	納期の特例を認めた税額	納期の特例の承認取消後の納期	※備考欄
	月分から 月分までの 納期は 月 日となる。	月分から 月分まで 円	月分からは 翌月10日までに納入。	

※この届出書は、伊佐市ホームページからもダウンロードできます。